

平成26年4月1日に
配偶者暴力相談支援センター
を開設

ふじみ野市《無料》

女性のための DV・総合相談



DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害や女性が抱える様々な悩みについてご相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

平成26年4月1日から配偶者暴力相談支援センターとして更に充実しました。配偶者や恋人からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者の安全と自立のために必要な支援を行います。

夫が帰ってくる
と思うと怖い

私の携帯を勝手に
チェックしないで

どうして私を
無視するの？



こんな悩みはありませんか？

- 夫等からの暴力などのこと
- 夫婦、親子、嫁姑など親族間のこと
- 近所、職場などの対人関係のこと
- 結婚、離婚または異性間のこと
- 自分のことを見つめなおしたい
- その他人に言えない悩みのあるとき

- 相談日● 火曜日及び木曜日（祝祭日及び年末年始を除く）
午前10時～正午 午後1時～午後4時
- 場 所● ふじみ野市役所第2庁舎1階 市民総合相談室
- 対象者● 市内に在住、在勤、在学の方

相談員

心理カウンセラー、臨床心理士
NPO 団体相談員 ほか



ふじみ野市PR大使『ふじみん』

<相談予約> 「ふじみ野市市民総合相談室」

午前8時30分～午後5時15分

☎直通 049-262-9025

※市民相談では、その他関連の専門相談も併行してご相談できます。

弁護士による法律相談（月曜：支所・木曜：本庁 午後1時30分～4時30分）

家庭問題に関する相談（第2・第4金曜日 午後1時30分～3時30分）

ふじみ野市配偶者暴力相談支援センターによる相談者支援の流れ

相談したい

加害者のいない安全な
ところに避難したい

加害者を引き離して欲しい

ふじみ野市
配偶者暴力相談支援センター
☎049-262-9025

配偶者暴力相談支援センター

地方裁判所(保護命令申立て)
申立て前に、配偶者暴力相談支
援センター、又は警察署への相談
が必要です。

一時保護

暴力から逃れ、新しい生活を
するための、一時的な避難

必要な支援

情報提供・専門的な助言・
警察や福祉事務所、他市町
村との連絡調整など

保護命令発令

加害者は、命令に違反すれ
ば、1年以下の懲役、又は100
万円以下の罰金

被害にあわれている方に・・・

被害者の方は、暴力に耐え続ける生活の中で、身も心も傷つき、あきらめにも似た無力感や孤独感を深めていることでしょう。どんな理由があっても、暴力を振るわれていいということはありません。専門機関に相談し、支援を求めるのは、被害者の方の権利です。

もし、あなたが相談を受けたら・・・

自分の価値観で諭したり、非難したりしないでください。また、話の内容が、加害者の耳に入ると暴力がエスカレートする恐れもありますので、本人の承諾がない限り、聴いた話を他人に話さないでください。そして、被害者の方に専門の相談機関について情報提供をしてください。そのことが、被害者にとって大きな力になるはずです。

《女性のための埼玉県相談窓口》

～ 詳細は各機関にお問合せください ～

◆ 男女共同参画推進センター WithYou さいたま

■ 電話相談

(相談時間) 月曜日～土曜日 午前10時～午後8時30分

(祝日・第3木曜日・年末年始を除く)

(相談専用電話) ☎ 048-600-3800

◆ 女性キャリアセンター (埼玉県男女共同参画推進センター内)

■ キャリアカウンセリングによる就職相談&仕事紹介

(予約受付時間) 午前9時30分～午後5時30分 (祝日・第3木曜日・年末年始を除く)

(予約専用電話) ☎ 048-601-5810